

火災・車輪脱落・

車体腐食防止のために しっかり点検・整備しましょう。

大型車をご使用の皆さん、
自動車運送事業者の皆さんへ！

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？

日頃こまやかな点検を行っていれば、
運転中のトラブルの多くは回避できます。

毎日安心して運転するために、

しっかり点検しましょう。



車輪脱落

このような事故が起きています。

大型自動車の車輪脱落事故

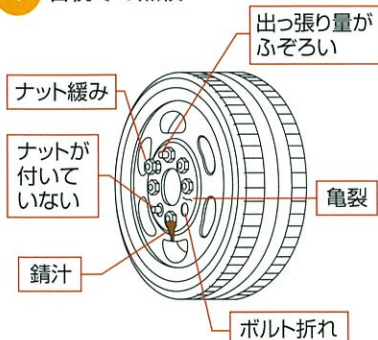
ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年4月以降、令和2年3月末までに783件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきた車両に衝突し、車両の運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れる等、必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や、誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。



日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

1 目視での点検

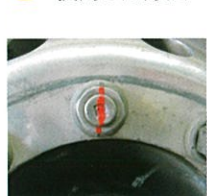


2-1 点検ハンマ等を使用した方法



ナットが締る方向に叩く

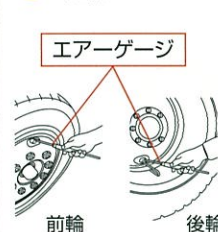
2-2 マーキング等を使用した方法



2-3 ホイールナットマーカ―を使用した方法



3 タイヤ空気圧の点検



増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。

スリップ

このような事故が起きています。

タクシーのスリップ事故

平成19年7月に、乗客2名を乗せたタクシーが雨のためスリップし、縁石に接触した後、道路脇の信号柱に衝突し、乗客と運転手の3名が亡くなる事故が発生。当該車両の後部タイヤの溝の深さが、道路運送車両法で定められた基準を満足しておらず、これが一因となってスリップが発生した可能性も指摘されました。



車両火災

このような事故が起きています。

バスの車両火災事故


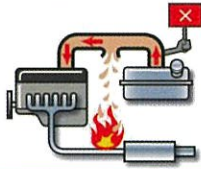
平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発しました。
 事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成30年12月末までに事業用で277件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えば大惨事となりかねません。



最近4年間（平成23年～26年）に発生した事業用バス火災事故（58件）の発生推定原因

バス火災事故の原因としては「点検・整備不十分」や「整備作業ミス」といった点検・整備が関係しているものの割合が多く（36件）、また、出火に至る状況としては「電気配線ショート」や「燃料漏れ」の割合が多かった（22件）

火災事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。

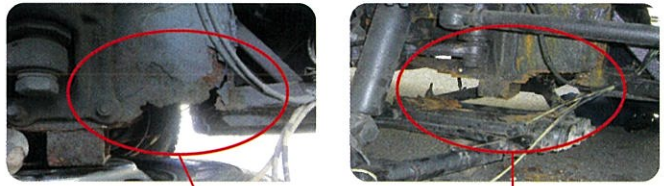
部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生のメカニズム)
バッテリーのターミナル	●緩みや腐食、外れはないか。	●異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 
バッテリーハーネス	●固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ●被覆のやぶれ、変色、腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	
燃料フィルター	●取付部やドレンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	●部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
燃料ホース	●接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ●亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	●接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ●クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ●パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

車体腐食

このような事故が起きています。

バスの車体腐食事故

平成27年11月12日、貸切バスが走行中に操縦不能となり、進行方向右側の中央分離帯に衝突。7名負傷。
 この事故は、凍結防止剤によるフレームの腐食のためローアームがフレームから脱落し、ハンドル操作が不能となったことが原因と考えられる。打音点検（下記参照）等、適切な点検整備の実施による確認が必要。



主要骨格部位の腐食による穴あき等は、堅ろうではないとして保安基準不適合

自動車点検基準（国土交通省令）に「車枠及び車体」の「緩み及び損傷」を3月ごとに点検することが定められています。自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマによる打音点検等によるほか、自動車メーカーが提供している情報（QRコード参照）を参考に、腐食の有無等について点検を行うようにしてください。また、点検の結果腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し必要な防錆措置又は補修を行うなどの対処を行うようにしてください。



行政処分基準 (平成31年3月時点)

① 日常点検の未実施	<初違反>：警告～ 5日 × 違反台数
	<再違反>：3日～10日 × 違反台数
② 定期点検整備の未実施	<初違反>：警告～10日 × 違反台数
	<再違反>：5日～20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省
 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自動車用品協会 公益社団法人 日本バス協会
 公益社団法人 日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
 一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
 一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
 全国ディーゼルのポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
 一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会（順不同）



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

2021 自動車点検整備推進運動